

虐待報告に係る市町村から県への報告のタイミング等について

障害者福祉施設従事者等による虐待（市町村→県） ②⑤は必須

① 事案を把握（事実確認と安全確認の実施を含む）し、県による迅速な権限発動（指定取消など）が必要と判断した場合や更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合など

※支給決定市町村が複数ある場合、県と関係市町村とで連携を取ります。

②施設等に虐待認定の通知を発出した時点（別紙報告様式）

③施設等に改善計画書等の依頼をする前

④施設等から改善計画書等が提出された時点

⑤状況の改善を確認し、事案終結と判断した時点

虐待認定に係る考え方や施設等に対してどのような内容の再発防止計画等を依頼してよいか、実際に出てきた内容が適切なものであるか、事案終結としていいか判断に悩む場合など、積極的に御相談・御報告ください。

なお、障害者虐待防止法第17条に規定する「市町村」には、政令指定都市・中核市も含まれますので、該当市においても本県へ御報告いただきますようお願いいたします。

県嘱託弁護士への相談について

本県では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の適切な実施を図るため、県嘱託弁護士への相談を実施しております。

市町村からの相談も受け付けておりますので、法的な解釈に迷う場合など、本県まで御相談ください。

なお、定期相談以外にも、緊急時等には随時の相談も可能ですので、急ぎ検討すべき事案がある場合は御一報ください。

※養護者による虐待に関する対応についての相談も受け付けます。

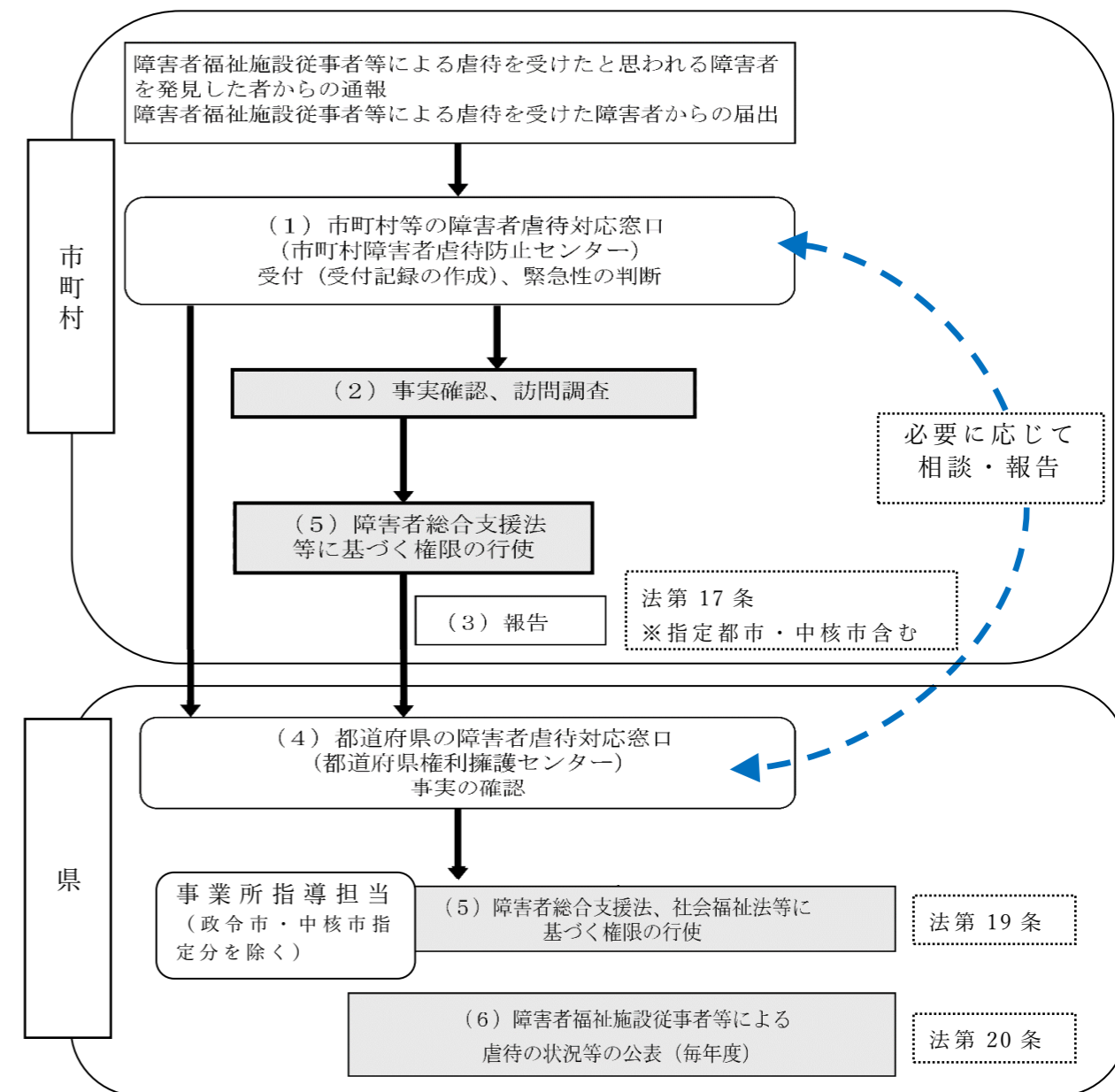
障害者福祉施設従事者等による虐待（支給決定市町村→施設所在市町村）

① 事案を把握（事実確認と安全確認の実施を含む）し、施設所在市町村と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合など

②施設等に虐待認定の通知を発出した時点

※相談の時点や認定しなかった場合でも、必要に応じて情報共有をお願いします。なお、情報共有する情報は、疑われた虐待の内容及び疑いの程度、不適切な支援の内容、今後のリスク等が求められますので御留意ください。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応【概要】



参考：厚生労働省マニュアル

使用者による虐待

① 事案を把握した時点（電話連絡等）

※緊急性がある場合や労働局との調整が必要な場合など、取り急ぎ御一報ください。

②①の後速やかに県へ通知（厚生労働省作成の労働相談票による）